印

出席停止についてのお知らせ

学校において法令の定めるところにより、感染症予防上必要があるときは、生徒の出席停止を指示することになっています。出席停止の期間は特別欠席に係る取り扱いとなり、その措置をとるにあたっては医師の証明が必要です。病状が回復し登校するときには、必ず医師の診断を受け、証明書又は診断書を学校に提出してください。

<学校において予防すべき感染症の種類>

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、
	マールブルグ病,ラッサ熱,急性灰白髄炎,ジフテリア,重症急性呼吸器
	症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)
	及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエン
	ザAウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。)
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く。) 百日咳, 麻しん,
	流行性耳下腺炎,風しん,水痘,咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、
	流行性角結膜炎,急性出血性結膜炎,その他の感染症

※ 出席停止の期間は、感染症の種類に応じて基準が定められていますが、症状には個人差があります。十分休養したうえで医師の診察を受け、医師から治癒したと診断されてから 登校するように留意してください。

証明書 年組生徒名 病名 出席停止期間 平成年月日 平成年月日 医療機関名

医 師 名